

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 4 月 13 日 (金) 第3407号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の変更事項の届出 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 歳入の徴収事務の委託 (商工政策課取扱い) 3
- 団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可申請を相当とする決定 (農地整備課取扱い) 3
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 4
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 4
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告
(雇用労政課取扱い) 6

県 立 病 院 局 企 業 告 示

- 指定代理納付者の指定 (県立病院課取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第485号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年 4 月 13 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
南九州市川辺町上山田字田代6924番5, 字八久保6925番1, 6926番3, 6926番4, 6926番6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第486号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
奄美眼科	奄美市名瀬長浜町8番3号	平成30年4月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第487号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
三月田クリニック 鹿児島市西千石町12-11	所在地	鹿児島市西千石町16-4	鹿児島市西千石町12-11	精神通院医療

鹿児島県告示第488号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変更前	変更後	
医療法人腎愛会 鹿児島市宇宿三丁目17番6号	訪問看護ステーション光陽 鹿児島市宇宿三丁目21番5号	事業所の所在地	鹿児島市宇宿三丁目22番10号	鹿児島市宇宿三丁目21番5号	精神通院医療

鹿児島県告示第489号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションすいせん	出水郡長島町川床3410-1	特定非営利活動法人ふうしゃ	出水郡長島町川床3410-1	京田 一則	平成30年2月28日	訪問看護
ヘルパーステーションすずらん	薩摩川内市勝目町5219-1	医療法人厚德会	薩摩川内市勝目町5842-5	渡邊 剛志	平成30年3月31日	訪問介護

奄美市社協笠利通所介護事業所	奄美市笠利町中金久45番地	社会福祉法人奄美市社会福祉協議会	奄美市名瀬長浜町5番6号	小倉 政浩	平成30年3月31日	通所介護
医療法人徳洲会東天城介護センター	大島郡徳之島町花徳787番地3	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	鈴木 隆夫	平成30年4月1日	通所介護

鹿児島県告示第490号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所つばき	出水郡長島町川床3410-1	特定非営利活動法人ふうしゃ	出水郡長島町川床3410-1	京田 一則	平成30年3月31日	居宅介護支援

鹿児島県告示第491号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションすいせん	出水郡長島町川床3410-1	特定非営利活動法人ふうしゃ	出水郡長島町川床3410-1	京田 一則	平成30年2月28日	介護予防訪問看護
ヘルパーステーションすざらん	薩摩川内市勝目町5219-1	医療法人厚徳会	薩摩川内市勝目町5842-5	渡邊 剛志	平成30年3月31日	介護予防訪問介護
医療法人徳洲会東天城介護センター	大島郡徳之島町花徳787番地3	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	鈴木 隆夫	平成30年4月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第492号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 2 委託の相手方
鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 下堂園久賢
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

鹿児島県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、肝属中部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更に係る認可申請

を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年4月16日から同年5月16日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第494号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成29年4月4日鹿児島県告示第495号で告示した基本測量の実施は、平成30年3月31日終了した旨の通知があった。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第495号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類
鹿児島都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画特別用途地区
 - (2) 名称 第一種特定建築物制限地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成30年4月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べ

る理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年4月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
中央町19・20番街区第一種市街地再開発事業施設建築物
鹿児島市中央町19番40
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
中央町19・20番街区市街地再開発組合
鹿児島市中央町22番地16
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
未定
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成32年10月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,150平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地南東側東側隔地 174台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物地下1階 76台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物地下1階 30平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物地下1階 30立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 未定
 - ㍿ 開店時刻 午前7時
 - ㍿ 閉店時刻 翌日の午前1時
 - イ 未定
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から翌日の午前1時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 提携駐車場北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成30年3月29日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年4月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大

規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年4月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿児島ショッピングプラザ
鹿児島市鴨池二丁目26番地1号
- 2 変更事項
駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 変更前 第1駐車場 店舗建物屋上 614台
第2駐車場 立体駐車場建物内1～R階 848台
第3駐車場 立体駐車場建物北西側 16台
第4駐車場 立体駐車場建物北東側 21台
第5駐車場 立体駐車場建物東側 7台
第6駐車場 立体駐車場建物南側 5台
 - (2) 変更後 第1駐車場 店舗建物屋上 355台
第2駐車場 立体駐車場建物内1～4階 556台
- 3 変更年月日
平成30年11月30日
- 4 届出年月日
平成30年3月29日

鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告

第45期鹿児島県労働委員会委員の任期が平成30年6月30日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第46期鹿児島県労働委員会委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体及び労働組合に対して次により候補者の推薦を求める。

平成30年4月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合
 - (1) 使用者委員の候補者を推薦できる資格を有する使用者団体は、鹿児島県の区域内のみに組織を有しているものであること。
 - (2) 労働者委員の候補者を推薦できる資格を有する労働組合は、鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けているものであること。
- 2 被推薦者の資格
労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 第46期鹿児島県労働委員会委員の任期
平成30年7月1日から平成32年6月30日までの2年間
- 4 推薦に基づき任命する委員の数
使用者委員 5人
労働者委員 5人
- 5 推薦手続
候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。
 - (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体
ア 使用者委員候補者推薦書（別記第1号様式）
イ 履歴書（別記第2号様式）
 - (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合

ア 労働者委員候補者推薦書（別記第3号様式）

イ 履歴書（別記第2号様式）

ウ 労働組合法施行令第21条第3項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には10日間程度の期間を要する。）

6 推薦書類の受付期間

平成30年4月23日（月）から同年5月24日（木）まで（県の休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成30年5月24日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第 1 号様式

使用者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地
使用者団体名
代表者氏名

印

第46期鹿児島県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業場）名及びその者の地位	略 歴

第2号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体（組合） 役 員 歴				
賞 罰				

第3号様式

労働者委員候補者推薦書

平成 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
労働組合名
代表者氏名 印

第46期鹿児島県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合名 及びその者の地位	所属職場及び その者の地位	略 歴

県立病院局企業告示

鹿児島県県立病院局企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成30年4月13日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
九州カード株式会社
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
県立大島病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで